

1. 開催日時

11月8日（金）・11日（月）、12日（火）及び14日（木）、15日（金）13：00～15：00

2. 開催場所及び参加者実績

主要5都市 合計494名参加申込（前年508名参加）
（東京：171名、福岡：93名、大阪：134名、札幌：67名、仙台：29名）

3. 説明内容

- ①分別基準適合物の引取及び再商品化概要：90分（全体概要30分、各素材の個別説明60分）
- ②その他事項：30分（申込注意事項、合理化拠出金）

4. 質疑時間での主な質問内容

（1）ガラスびん関連

- ・Q：分別収集計画策定にあたって、茶色の排出予測量が大きく減ったが、全体での今後の動向について。
A：生産量も回収量も減っていて、令和2年度も減少傾向が続くとみています。その他色に無色や茶色が含まれないように分別をお願いします。

（2）PETボトル関連

- ・Q：市民から何に利用されているか、リサイクル先の説明を求められる。以前検討されていた処理先の希望選択制の進捗についてや、リサイクルされた製品の利用について。
A：希望入札制については有識者で議論を行ったが、結論まで至っていません。リサイクルされた利用製品については協会のHPで公開されています。
- ・Q：三組合にて広域で新施設を建設中だが、試運転時も契約のない組合のものは入れられないか。
A：契約のない組合のものは入れられません。
- ・Q：店舗で回収されたPETボトルは対象か。容リルートで回収される予定について。
A：容リルートの対象ではなく、現時点では容リルートで回収する予定はありません。
- ・Q：海外からの輸入PETボトルの扱いについて。
A：PETボトルの「1」の識別マークが付いたものを引渡してください。
- ・Q：PETボトルのベールにラップを巻く場合に何処が用意するのか明確に記述できないか。
A：必要とされる段階で準備してもらっているのが現状だが、明示については今後に向けての検討になります。
- ・Q：ウォーターサーバーの容器について。
A：PETボトルの「1」の識別マークが付いたものを引渡してください。ウォーターサーバーの容器については、PETボトルリサイクル推進協議会で現状把握を進める予定です。

（3）紙関連は特にありません。

(4) プラスチック関連

- ・Q: リチウムイオン電池内臓機器メーカーへの表示や取外し易さの働きかけについて。
A: 国やメーカー、業界団体、関連団体に様々な機会を通じて繰り返し働きかけています。
- ・Q: リチウムイオン電池が分解できずにJ B R Cでも受け取れないものの扱いについて。
A: 紹介できる場所が見つけられたら紹介できるように検討しています。
- ・Q: 実施委託単価が昨年と変わっていることについて。
A: 毎年、再商品化義務のある量や再商品化に必要な経費を見込んで算出しており、変動します。
- ・Q: プラスチック製容器包装ペールのニオイについて。
A: 軽くすすいだり拭いたりした後であれば受け入れています。食物残渣が残ったものは異物になります。
- ・Q: 毛染め剤や据え置き防虫剤のようにプラの識別マークが付いていてこれ以上は使えないが取り出し口に一部付着しているようなものは出してよいか。
A: プラの識別マークが付いているもので、これ以上使えないものは出してください。
- ・Q: プラスチック資源循環戦略策定など、プラスチックリサイクルを進めることが求められているが、容リプラの分別収集を未実施の市町村への啓発について。
A: プラスチック資源循環戦略に関わらず、出前講座などで、市民、施設職員などへの啓発を行っています。協会までお問い合わせください。
- ・Q: 火災のあった再生処理事業者へ引渡しを行っているが、今後の引取りの状況について。
A: 最終的に連絡した引取り方法できちんと処理を行います。

(5) その他、複数素材に係る質問など

- ・Q: 代表市町村をしているが、構成市町村の保管施設の変更の締め切りについて。
A: 決められた締め切りはあるが、個別に相談してください。
- ・Q: 引渡し申込みをしたにもかかわらず、自ら処分したり、第三者に引渡した場合の意味合いは、申込み量内であってもダメということか。
A: 契約したものを自ら処分したり、第三者に引渡してはいけないということです。
- ・Q: クリーンセンターを建替えるにあたって、委託する業者が市に代わって協会と契約できるか。
A: 協会と市町村との契約になります。委託業者と市町村でしっかり委託契約を結んでください。
- ・Q: 災害時の引取り等の対応について（2開催地区にて）。
A: 個別に相談してください。柔軟に対応を検討します。
- ・Q: 質問ではなく要望。予算化時期との関係があるので、実施委託単価の連絡を早めることを検討してほしい。
- ・Q: 市町村負担比率の変化の要因について。
A: 産業構造審議会容器包装リサイクルWGの参考資料の中で、各種調査の内容と特定事業者責任比率と小規模事業者分の比率の算定方法が解説されています。小規模事業者分の比率が市町村負担比率です。

以上